

「セールスマネージャーLiny」利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、ソーシャルデータバンク株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供するセールスマネージャーLiny（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。登録ユーザーの皆さま（以下、「ユーザー」といいます。）には、本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

第1条（適用）

1. 本規約は、当社とユーザーとの間の本サービス利用契約及びその利用に関して生ずる一切の関係に適用されるものとします。ユーザーは、次条で定める利用登録をした時点で、本規約の全ての内容に同意したものとみなします。
2. 当社は、必要に応じ、ユーザーに個別に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。
3. 当社は、本規約を変更した場合、本サービスサイト上に変更後の本規約を掲載します。当該掲載後に、ユーザーが本サービスの利用を継続した場合は、ユーザーは本規約の変更に同意したものとみなします。

第2条（利用登録）

登録希望者が当社の定める方法によって利用登録を申請し、当社がこれを承認することによって、利用登録が完了するものとします（この時点で当社とユーザーとの間で本サービス利用契約が締結されたことになります）。当社は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあります、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。

- (1) 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
- (2) 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
- (3) 制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人）であり、法定代理人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
- (4) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っていると当社が判断した場合
- (5) その他、当社が利用登録を相当でないと判断した場合

第3条（ユーザーIDおよびパスワードの管理）

ユーザーは、自己の責任において、本サービスのユーザーID およびパスワードを管理するものとします。ユーザーは、いかなる場合にも、ユーザーID およびパスワードを第三者に譲渡または貸与することはできません。当社は、ユーザーID とパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、そのユーザーID を登録しているユーザー自身による利用とみなします。

第4条（利用料金および支払方法）

ユーザーは、本サービス利用の対価として、当社が別途定め、本サービスサイトに表示する利用料金を、当社が指定する方法により支払うものとします。ユーザーが利用料金の支払を遅滞した場合には、ユーザーは年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第5条（禁止事項）

ユーザーは、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) 当社のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (4) 当社のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (5) 他のユーザーに関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- (6) 他のユーザーに成りすます行為
- (7) 反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- (8) 当社、本サービスの他の利用者または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉その他の権利または利益を侵害する行為
- (9) 過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引または助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を、投稿または送信する行為
- (10) 営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為（当社の認めたものを除きます。）、性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為、他のお客様に対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他本サービスが予定している利用目的と異なる目的で本サービスを利用する行為
- (11) 宗教活動または宗教団体への勧誘行為
- (12) 当社と競合する事業を行う者が利用登録する行為または本サービスを利用する行為
- (13) LINE株式会社が提供するLINE@利用規約に反する行為
- (14) 本規約に反する行為その他当社が不適切と判断する行為

第6条（本サービスの提供の停止等）

1. 当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、ユーザーに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
 - (1) 本サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
 - (2) 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
 - (3) コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
 - (4) その他、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
2. 当社は、前項の本サービスの提供の停止または中断により、ユーザーまたは第三者が被ったいかなる不利益または損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとしま

す。

第7条（利用制限および登録抹消）

1. 当社は、以下の場合には、事前の通知なく、ユーザーに対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、またはユーザーとしての登録を抹消することができるものとします。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
 - (4) 1年間以上本サービスの利用がない場合
 - (5) 当社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して30日間以上応答がない場合
 - (6) 第2条各号に該当する場合
 - (7) 本サービス利用料金の支払いに遅滞があった場合
 - (8) その他、当社が本サービスの利用を適当でないと判断した場合
2. 前項による利用制限または登録抹消が行われた場合であっても、当社とユーザーとの利用契約が継続する限り、利用料金は発生するものとします。なお、当社が前項による利用制限または登録抹消をした日の属する月の翌々々月末をもって、当該利用契約は特段の意思表示を要することなく終了するものとします。
3. ユーザーが第1項各号のいずれかに該当した場合、ユーザーは、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、その時点において負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければなりません。
4. 当社は、第1項による利用制限または登録抹消によりユーザーに生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

第8条（ユーザーの責任）

1. ユーザーが本サービスを利用したことによる起因して、当社に対し、第三者からクレーム、請求または訴訟等が提起された場合、ユーザーは自らの責任と費用負担によりこれに対応するものとし、当社に一切の負担をかけさせません。
2. ユーザーが、本規約に違反したことにより、または本サービスを利用したことによる起因して、当社に何らかの損害（弁護士費用、証人費用、証拠収集費用及びその他の訴訟遂行上の合理的費用を含みます。）を与えた場合、ユーザーは、当社に対し、直ちに当該損害を賠償しなければなりません。

第9条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、ユーザーの個人情報を、本サービスサイトにおける「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. ユーザーは、プライバシーポリシー第1項に記載のあるとおり、Googleサービス、FBサービス、Yahoo!サービスの利用に伴い、当社が各サービス会社にユーザーのメールアド

アレスを提供することについて、事前に承諾するものとします。

3. ユーザーが当社と契約する本サービス営業代行業者を通じて本サービス利用契約を締結するに至った場合、ユーザーは、本サービスの利用状況、利用料金の支払い状況等の情報を当社が当該営業代行業者に隨時開示することについて、事前に承諾するものとします。

第 10 条（保証の否認および免責事項）

1. 当社は、本サービスに事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みますが、これらに限りません。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しません。

2. 当社は、本サービスに起因してユーザーに生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではなく、当社は、ユーザーに生じた通常かつ直接の損害について、当該損害が発生した月から起算して過去 1 年間（本サービス利用期間が 1 年に満たない場合は当該利用期間）にユーザーが支払った本サービス利用料金を上限として、これを賠償する責任を負います。

3. 当社は、本サービスに関して、ユーザーと他のユーザーまたは第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

第 11 条（サービス内容の変更等）

当社は、ユーザーに通知することなく、本サービスの内容を変更または本サービスの提供を中止することができるものとし、ユーザーは予めこれを承諾するものとします。また、当社は、これによってユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

第 12 条（通知または連絡）

1. 当社からユーザーへの通知または連絡は、本規約に別段の定めがない限り、利用登録の際にユーザーが入力した（第 4 項の変更がなされた場合は変更後の）、電子メールアドレス宛への電子メールの送信、LINE アカウント宛へのメッセージの送信または当社が適当と認めるその他の方法で行います。但し、いずれの方法により行うかは当社が選択できるものとします。

2. 当社が前項記載の方法のうち、電子メールの送信、LINE アカウントへのメッセージ送信によりユーザーに通知または連絡をした場合、当該通知または連絡は、当社がその発信をした時点で行われたものとします。

3. 当社からユーザーへの通知または連絡が、利用登録の際にユーザーが入力した（次項の変更がなされた場合は変更後の）情報に基づいて行われる場合、当該通知または連絡がユーザーに到達しなったとしても、当該不到達により発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

4. ユーザーは、本サービスの利用にあたって、利用登録の際に入力した情報（以下「届出情報」といいます。）に誤り・不足等があることが判明し、または届出情報に変更が生じた場合には、直ちに、当社が別途定める方法で、当社に対して当該変更を届け出るものとしま

す。当社は、ユーザーが本項に定める届出を行わない場合は、届出情報が真正な情報であるとみなすことができるものとし、変更届出が行われないことに起因した場合は関連してユーザーまたは第三者に生じる結果および損害について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第 13 条（権利義務の譲渡の禁止）

ユーザーは、当社の書面による事前の承諾なく、本サービス利用契約上の地位または権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第 14 条（準拠法・裁判管轄）

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。 本サービスに関して紛争が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(附則)

制定：平成 29 年 12 月 21 日

改訂：平成 30 年 03 月 16 日

利用契約条項

(目的)

第1条 本契約は、自治体、公共機関向け Liny（リニー）（以下「本サービス」という）の利用に関して、利用者（自治体、公共機関）（以下「甲」という）とソーシャルデータバンク株式会社（以下「乙」という）との間の利用契約について、その内容を定めるものである。

(利用契約の締結)

第2条 本契約は、甲が乙に対し、利用申込書に必要事項を記載して利用の申込みを行い、乙がこれを承諾したとき成立する。甲は、利用の申込みに際し、本契約各条項、Liny 利用規約（以下「利用規約」という）、Liny 自治体向け契約約款（以下「自治体約款」という）の内容を十分に確認した上で、利用規約及び自治体約款が本契約の内容となることに同意し、利用の申込みを行う。

(提供機能)

第3条 本契約に基づき、乙が甲に提供する機能は、以下のプランに従い、利用申込書にて甲が申し込んだ機能とする。乙が提供する各機能（各プラン）については、自治体約款にて定める。

- (1) 安心通知 LINE
- (2) 持ち運べる役所
- (3) ネクストパーソナルサポート

2 前項の甲の申込みに応じて乙が提供する各機能（各プラン）の導入に際して必要となる初期構築の内容及び費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(利用料金の支払い)

第4条 乙は、双方協議の上決定した支払い方法に則って、利用料金を記載した請求書を甲に交付する。

2 甲は、前項の請求書に基づき支払い期日までに当該請求書に記載の金額を乙の指定する銀行口座に振り込む。なお、振込手数料は甲の負担とする。また、支払い期日が金融機関の休日にあたる場合、支払いは翌営業日とする。

(再委託)

第5条 乙は、甲の承諾を得て、前条各号に定める乙が提供する各機能（各プラン）の全部又は一部の実施を、第三者に委託することができる。但し、乙が株式会社アローリンクに対して当該委託を行うことについては、予め甲の承諾があるものとする。乙は、自らの役割を委託する第三者（株式会社アローリンク）に対し、自らが本契約において負うのと

同等の義務及び責任を課し、かつ、当該第三者が甲に対して損害を与えた場合には、自らその損害を賠償する責任を負う（但し、乙及び当該第三者は、第10条の範囲内でのみ損害賠償責任を負う）。

（秘密の遵守）

第6条 甲及び乙は、本契約によって知った相手方の業務上の秘密、技術上の秘密その他の事業執行上支障になる情報（次の各号に掲げるものを除き、以下「秘密情報」という。）を、相手方の承諾なく第三者に漏らしてはならず、かつ、本契約の履行以外の目的で使用してはならない。

- (1) 当該情報の知得時に公表されており一般に入手可能となっていた情報
- (2) 当該情報の知得後に自らの責めに帰すべき事由によらずに公表され一般に入手可能となった情報
- (3) 当該情報の開示とは無関係に自ら開発した情報
- (4) 正当に開示する権限を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号に掲げる者に対し、本条に基づき自己に課された秘密保持義務と同等の義務を課した上で、秘密情報を開示することができる。なお、甲及び乙は、次の各号に掲げる者が本条の義務を遵守しなかったことにより相手方に生じた損害について、その責任を負うものとする。

- (1) 前条に基づいて自らの役割の実施を委託する第三者
- (2) 自らの弁護士、公認会計士その他法令上当然に守秘義務を負う専門家
- (3) 乙については、自らのグループ会社（親会社、子会社又は関連会社をいう。）

3 第2項の規定にかかわらず、法令等に基づき秘密情報の開示を要求される場合、相手方に対してその旨を事前に通知した上で、かかる要求に応えるために必要最小限の範囲で、秘密情報を開示することができる。なお、事前の通知が法令等による制限又は時間的制約その他やむを得ない事由により困難である場合、事後の通知で足りる。

（契約期間）

第7条 本契約の有効期間は、利用申込書に記載した期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、本契約の有効期間の終了する日の2か月前までに、甲又は乙のいずれかから、本契約を継続しない旨の申し出がない場合には、本契約は従前と同一の期間で自動的に延長されるものとし、その後も同様とする。

3 本契約は、中途解約することができない。但し、残契約期間の利用料金相当額を違約金として支払うことで直ちに解約することができる。

(経費の負担)

第8条 本契約に基づき実施する甲及び乙の経費については、甲及び乙がそれぞれ負担する。

(事故対応等)

第9条 本サービスの利用に伴い事故及び紛争が生じた場合、甲及び乙間で協議の上処理するものとする。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって解決のための適切な措置をとるものとする。

(知的財産権等の取扱い)

第10条 本サービスにより使用することが必要な乙のシステムに関する知的財産権（リッチメニュー（LINEの画面上に表示されるメニューボタンをはじめとするデザイン）に表示させるクリエイティブ、配信時に利用するクリエイティブ、その他乙のシステムで使用するクリエイティブの著作権を含む）は、乙に帰属する。なお、乙は、甲に対し、本契約に従った利用について、当該システムの利用を許諾する。

2 甲または乙は、本サービスの利用結果（運用実績等）を、マスコミ等を通じて公表することができる。但し、この場合、公表内容を事前に甲乙双方で協議するものとする。

(損害賠償責任)

第11条 乙は、本契約に関して自らの故意又は重大過失により甲に損害を与えた場合に限り、甲に対して生じた損害を賠償する責任を負う。

2 第3条第2項で規定する、導入に際して必要となる初期構築に関連して、乙が甲に対して負うべき前項の損害賠償責任は、甲が乙に当該初期構築費用として支払った金額を上限とする。

(解除)

第12条 甲又は乙は、相手方が次の各号の一つに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 相手方が本契約の各条項に違反し、当該違反の是正の催告後15日以内になお是正されないとき。
- (2) 自らが振出した手形若しくは小切手が不渡りとなり、又は支払停止の状態に陥ったとき。
- (3) 銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 第三者より仮差押、仮処分、差押、強制執行若しくは競売の申立、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 破産、特別清算、民事再生若しくは会社更生の申立を受け、又は自らこれを申し立て

たとき。

- (6) 甲乙間の信頼関係を破壊する事由が生じたとき。
- (7) 前各号に準ずる事由が発生したとき。

(不可抗力)

第13条 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く。）の違反については、いずれの当事者も責任を負わない。

(権利・義務譲渡の禁止)

第14条 甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得ないかぎり、本契約により生ずる権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(法令遵守)

第15条 甲及び乙は、本契約に基づく自らの役割を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律及びこれに相当する条例、医師法、医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律その他医療に関する法令その他適用ある法令を遵守するものとする。

(協議)

第16条 本契約に定める事項について疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項について必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第17条 本契約につき紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(附則)

制定：令和2年6月1日
改定：令和2年8月4日

「セールスマネージャーLiny」自治体システム契約約款

この約款（以下、「本約款」といいます。）は、ソーシャルデータバンク株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供するセールスマネージャーLiny の拡張機能として自治体向けに提供する機能（以下、「自治体システム」といいます。）の機能の詳細を定めるものです。自治体システムをご利用の登録ユーザーの自治体（以下、「自治体ユーザー」といいます。）には、本約款及び Liny 利用規約に従って、自治体システムをご利用いただきます。

第1条（適用）

本約款は、当社と自治体ユーザーとの間の自治体システムの利用に関して生ずる一切の関係に適用されるものとします。自治体ユーザーは、Liny 利用規約第2条で定める利用登録（自治体システムの利用を前提とした登録）をした時点で、本約款の全ての内容に同意したものとみなします。

第2条（本約款の変更）

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本約款を変更することができます。
 - (1) 利用規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき。
 - (2) 利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日までに、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトその他の方法で周知するものとします。
3. 変更後の本約款の効力発生日以降にユーザーが自治体サービスを利用したときは、ユーザーは、本約款の変更に同意したものとみなします。

第3条（自治体システム）

当社は、自治体システムとして、次の機能を提供します。

- (1) 安心通知 LINE
- (2) 持ち運べる役所
- (3) ネクストパーソナルサポート

第4条（安心通知 LINE）

1. 「安心通知 LINE」とは、利用者に訪問する店舗やイベントで QR コードを読み込んでもらうことで、その人の訪問履歴を蓄積し（任意での依頼）、新型コロナウイルス感染者が発

生した場合、当該感染者が訪問した店舗・イベントに同日訪問した人に対して通知するサービスです。

2. 「安心通知 LINE」として、当社が自治体ユーザーに提供する機能は以下のとおりです。

- (1) 事業者向け登録 Web フォームの作成機能
- (2) 対策取組書・店舗 QR コード PDF 発行機能
- (3) 登録事業者のデータベース機能
- (4) 利用者の ID 管理データベース機能
- (5) 注意喚起・濃厚接触者への配信機能
- (6) セグメント配信機能
- (7) 1to1 メッセージ配信機能

3. 前項にかかわらず、「安心通知 LINE」を申込み、かつ有料サポートをお申込みされた場合に提供するサポートサービスは、以下の内容によるものとします。

(1) 当社から濃厚接触者への LINE 配信を行います。当社が実施した配信結果を、自治体ユーザー担当者へメールでの完了報告（報告内容は、対象人数、時間、検索キーに限る）を行います。ただし、以下に定めているサポート時間外の対応は実施しません。時間外に受け付けた対応依頼は、翌営業日に対応します。また、報告方法は、当社の指定した書式のものを使用します。

依頼時刻	配信時刻	サポート窓口
9:00~12:59	当日 16 時	
13:00~15:59	翌日 10 時	09:00~17:00
16:00~ 翌 8:59	翌日 13 時	

弊社営業カレンダーに準ずる

- (2) 当社は、自治体ユーザーの担当者からの安心通知 LINE に対する電話問い合わせ対応を実施します。ただし、サポート窓口稼働時間のみの対応となります。
- (3) 当社は、自治体ユーザーの担当者からの安心通知 LINE に対するチャット、メール問い合わせ対応を実施します。ただし、サポート窓口稼働時間のみの対応となります。
- (4) 当社による上記(1)から(3)の対応 3 点で稼働する時間は、月 20 時間を上限とします。なお、上限までの残時間を翌月に持ち越すことはできません。また、時間計測方法は当社の規定に準じます。完了報告の際に、所要時間を合わせてメールで報告します（報告書式は当社基準とします）。

- (5) 当社が利用者（エンドユーザー=LINE 友だちのことを指します）に対して行うサポートは、安心通知 LINE 機能の配信に限ります。
- (6) 上記(1)の LINE 配信は、当社の定める時間に則って配信します。自治体ユーザーによる配信希望時間は受付けません。
- (7) 利用者への個別チャット対応は当社では行いません。必要に応じて、自治体ユーザーにて実施してください。当社は、あくまでセグメント毎の一斉配信のみ対応します。
- (8) 当社は、濃厚接触者への配信以外は実施しません。その他の情報配信や個別対応は、自治体ユーザーにて行います。
- (9) 当社は、店舗 QR コード PDF 発行が伴う作業は実施しません（発行代行業務は不可）。申請者（店舗オーナーや企業側）が自治体ユーザーに申請後に発行可能となります。
- (10) 当社は、配信数は配信完了報告の際に自治体ユーザーにメールで報告するものとし、事前には伝えません。
- (11) 当社は、安心通知 LINE 納品後、事業者向け WEB フォーム、店舗 QR コード PDF の編集対応は行いません。納品前の実施のみとします。
- (12) 当社は、どの事業者・利用者が、WEB フォーム、店舗 QR コードを利用したのか、また、配信したのかなどのデータ抽出作業は行いません（レポート作成も行いません）。
- (13) 自治体ユーザーが利用する安心通知 LINE では、当社が指定する機能（または、開放する機能）しか利用してはいけません。
- (14) 当社は、自治体ユーザーに対して安心通知 LINE 以外のその他の機能のレクチャーは実施しません。
- (15) 当社が、完了報告を保健所にも報告業務として行う場合は、自治体ユーザーに報告するタイミング・内容と同じものになります。
4. 「安心通知 LINE」の料金については、当社が見積りを行った上で、自治体ユーザーと当社で合意した金額とします。

第5条（持ち運べる役所）

- 「持ち運べる役所」とは、住民の方々に身近な存在である LINE を活用し、行政も身近な存在になるべく、自治体ユーザーがコロナ対策の支援策、防災、経常業務等のコンテンツを提供することで、住民の方々がそれらのコンテンツを LINE で調べることができるサービスです。
- 「持ち運べる役所」として、当社が自治体ユーザーに提供するサービスは以下のとおりです。

コンテンツ構築

（例）子育て支援情報

ゴミ収集情報
防災・災害情報
ふるさと納税情報
観光情報
イベント情報
など

3. 前項にかかわらず、「持ち運べる役所」に申込、かつ有料サポートをお申込みされた場合に提供するサポートサービスは、以下の内容によるものとします。

- (1) 自治体ユーザーからの依頼（主に、シナリオ作成・リッチメニュークリエイティブ作成・修正・レポート作成など）を実施します。実施に要する時間は、依頼を受けた日から最短 3 営業日となります。依頼時に当社から完成目途を自治体ユーザーのご担当者に口頭で提示します。
- (2) 当社が 1 項に定めた内容を実施する時間帯は以下のとおりとします。

依頼時刻	配信時刻	サポート窓口
9:00~12:59	当日 16 時	
13:00~15:59	翌日 10 時	09:00~17:00
16:00~ 翌 8:59	翌日 13 時	

状況によって時間変動の可能性あり、弊社営業カレンダーに準ずる

- (3) 自治体ユーザーからの依頼で当社が実行する 1 項で定めた内容に関しては、当社にて用意した当社指定のフォームにて、内容を入力の上でご依頼いただきます。また、メールや電話での依頼作業は受け付けません。また、自治体ユーザー側による当社指定のフォームでの申請完了をもって、当社は依頼受付完了とします。
- (4) 自治体ユーザーから目安の作業時間を知りたい旨の申し出があった場合のみ、依頼受付後に当社よりメールにて回答します。ただし、クリエイティブ素材やその他の準備物によっては、実際の納期とは異なる場合があります。
- (5) 当社が提供する有料サポート業務は月 20 時間を上限とします。なお、上限までの残時間を翌月に持ち越すことはできません。また、時間計測方法は当社の規定に準じます。自治体ユーザーと当社との打ち合わせの時間、メールでのレクチャーなども含めて作業に関わ

るすべての実働時間が含まれます（参考、電話、チャットでのコミュニケーション、メールでのレクチャー、問い合わせ対応、依頼作業なども時間内に含みます）。

(6) エンドユーザー（ここでは、LINE 友だちのことを指します）への個別チャット対応は当社では行いません。必要に応じて、自治体ユーザーにて実施ください。当社では、セグメント毎の一斉配信のみを対応します。

(7) 当社は、自治体ユーザーの依頼による特定のエンドユーザー（LINE 友だち）の登録情報変更は実施しません。

(8) 自治体ユーザーからの明確な指示のない作成、修正（シナリオ・リッチメニュー・クリエイティブなど）については、当社で対応しません。

(9) 自治体ユーザーの都合による当社へ繰返し依頼される業務（例：毎週、毎日のように発生する定例業務）は担当者までご相談ください。ただし、可能な場合であったとしても、時間指定は対応しません。

4. 「持ち運べる役所」の料金については、当社が見積りを行った上で、自治体ユーザーと当社で合意した金額とします。

第6条（ネクストパーソナルサポート）

1. 「ネクストパーソナルサポート」とは、当社が提供する LINE 公式アカウントと友だちになり、健康状態を登録することで、一人ひとりの状況に合わせた新型コロナウィルスに関する情報をお知らせするサービスです。

2. 「ネクストパーソナルサポート」として、当社が自治体ユーザーに提供する機能は以下のとおりです。

- (1)全体プッシュ通知機能
- (2)セグメント配信機能
- (3)LINE 内のアンケートフォーム機能
- (4)アンケート回答内容のデータベース機能
- (5)コールセンター機能の前さばき機能
- (6)上記に附隨する機能で合意したもの

3. 前項にかかわらず、「ネクストパーソナルサポート」に申込、かつ有料サポートをお申込みされた場合に提供するサポートサービスは、以下の内容によるものとします。

(1) 自治体ユーザーからの依頼（主に、シナリオ作成・リッチメニュークリエイティブ作成・修正・レポート作成など）を実施します。実施に要する時間は、依頼を受けた日から最短 3 営業日となります。依頼時に当社から完成目途を自治体ユーザーのご担当者に口頭で提示します。

(2) 当社が 1 項に定めた内容を実施する時間帯は以下のとおりとします。

依頼時刻	配信時刻	サポート窓口
9:00~12:59	当日 16 時	
13:00~15:59	翌日 10 時	09:00~17:00
16:00~ 翌 8:59	翌日 13 時	

状況によって時間変動の可能性あり、弊社営業カレンダーに準ずる

- (3) 自治体ユーザーからの依頼で当社が実行する 1 項で定めた内容に関しては、当社にて用意した当社指定のフォームにて、内容を入力の上でご依頼いただきます。また、メールや電話での依頼作業は受け付けません。また、自治体ユーザー側による当社指定のフォームでの申請完了をもって、当社は依頼受付完了とします。
 - (4) 自治体ユーザーから目安の作業時間を知りたい旨の申し出があった場合のみ、依頼受付後に当社よりメールにて回答します。ただし、クリエイティブ素材やその他の準備物によっては、実際の納期とは異なる場合があります。
 - (5) 当社が提供する有料サポート業務は月 20 時間を上限とします。なお、上限までの残時間を翌月に持ち越すことはできません。また、時間計測方法は当社の規定に準じます。自治体ユーザーと当社との打ち合わせの時間、メールでのレクチャーなども含めて作業に関するすべての実働時間が含まれます（参考、電話、チャットでのコミュニケーション、メールでのレクチャー、問い合わせ対応、依頼作業なども時間内に含みます）。
 - (6) エンドユーザー（ここでは、LINE 友だちのことを指します）への個別チャット対応は当社では行いません。必要に応じて、自治体ユーザーにて実施ください。当社では、セグメント毎の一斉配信のみを対応します。
 - (7) 当社は、自治体ユーザーの依頼による特定のエンドユーザー（LINE 友だち）の登録情報変更は実施しません。
 - (8) 自治体ユーザーからの明確な指示のない作成、修正（シナリオ・リッチメニュー・クリエイティブなど）については、当社で対応しません。
 - (9) 自治体ユーザーの都合による当社へ繰返し依頼される業務（例：毎週、毎日のように発生する定例業務）は担当者までご相談ください。ただし、可能な場合であったとしても、時間指定は対応しません。
4. 「ネクストパーソナルサポート」の料金については、当社が見積りを行った上で、自治体ユーザーと当社で合意した金額とします。

(附則)
制定：令和 2 年 6 月 1 日